

01 粗大廃棄物の不燃物処理場への持ち込み方法が変わります

町ではこれまで、家庭から出る木や草、プラスチック製品の資源化などにより、ごみの減量化を進めてきました。皆さまには細かな分別でご負担をおかけする面もありますが、持続可能な循環型社会の実現に向けて欠かせない取り組みです。ご協力いただきありがとうございます。

一方で、タンスや食器棚などの粗大廃棄物は、50センチ以下に分解したうえで、可燃物と不燃物に分別して集積所や不燃物処理場に出していただくようお願いしていました。しかし、「分解する場所や道具がない」「高齢になり分解や分別が大きな負担になる」という声も数多く寄せられていました。

そこで町では、皆さまの負担を少しでも減らすため、令和8年7月1日から不燃物処理場へ直接持ち込む場合の粗大廃棄物の出し方を見直します。

現行

- ・50cm以下の大きさに分解する作業が必要
- ・分解後に可燃物と不燃物に分別してから持ち込み

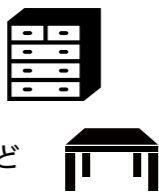
7月1日から

分解・分別が不要に！
そのまま不燃物処理場へ持ち込めます！

持ち込みできるもの

■家具などの粗大廃棄物

- ・タンス
- ・本棚
- ・食器棚
- ・ベッド
- ・マットレス
- ・カーペット
- ・テーブル など



持ち込みできないもの

■家電リサイクル法対象品など

- ・冷蔵庫
- ・テレビ
- ・エアコン
- ・洗濯機
- ・プロパンガスボンベ
- ・タイヤ
- ・農機具 など



■事業活動に伴って出た廃棄物 (事業系廃棄物)

⚠ 集積所に可燃物として出す場合は、今までどおり50cm以下に分解する必要があります。

不燃物処理場への搬入方法



STEP 1 入口で乗車したまま計量し、受け付けをする。



STEP 2 係員の指示に従って所定の場所まで移動し、粗大廃棄物を置く。



STEP 3 再度計量して、「廃棄物搬入許可申請書*」を受け取る。
※次回の搬入時にお持ちください。

不燃物処理場・リサイクルセンター

- ▶住所 菟野町大字菟野 8346-1
- ▶持込可能時間 8:30 ~ 16:00

搬入量累計期間内*に500キログラムを超えた廃棄物を搬入する場合、手数料が必要です。

*4月1日～9月30日、10月1日～翌年3月31日

500kg以下	無料
501kg～600kg	1,000円
601kg以上	10kgごとに100円ずつ加算



問い合わせ

環境課

TEL 391-1150 FAX 391-1193

詳細はHPでご確認ください▶



粗大廃棄物の取り扱いが変わります

粗大廃棄物・・・

一辺の最長の長さが50cmを超える、町で処理が可能な廃棄物



分解・解体が不要に

不燃物処理場・リサイクルセンター（以下、不燃物処理場）へ持ち込む際の負担を減らします。



戸別収集の対象を拡大

対象世帯を拡大し、立ち会いなしで粗大廃棄物の収集ができるよう制度を見直します。



リユースを促進

事業者と協定を締結し、不要品のリユースを促進するマッチング事業を開始します。